教職課程に係る自己点検・評価結果 【令和７（2025）年度】

1. 目的：教育職員免許法施行規則第22条の６に基づき本学の教育職員免許状を取得するための課程（以下「教職課程」という。）に係る内部質保証を行うことを目的とする。
2. 実施体制：教職課程を有する各学部及び各研究科等において自己点検・評価を実施し、教職課程委員会において確認した。
3. 実施方法：「自己点検・評価項目」に定める各中項目について、３段階評価による自己点検・評価を実施した。
 ＜評価結果の基準＞ A：十分実施（適合）している。 B：概ね実施（適合）している。 C：改善すべき事項がある。

自己点検・評価項目			評価の観点	評価結果		根拠
大項目	No.	中項目		大学	大学院	
１．教育理念・学修目標	1-1	教員の養成の目標及び当該目標を達成するための策定状況	具体的かつ明確な形で設定されているか、教員の養成の目標及び当該目標を達成するための計画と３つの方針との関係が必要に応じて意識されているか 等	A	A	・教員養成の目標及び計画：教員の養成の目標及び当該目標を達成するための計画に関すること ｜ 大学の情報公開 ・教育研究上の方針： 教育研究上の方針 ｜ 大学の情報公開
	1-2	教員の養成の目標及び当該目標を達成するための計画の策定プロセス	学生や採用権者の意見の考慮、所在する都道府県・政令指定都市教育委員会の策定する教員育成指標との関係性の考慮が行われているか 等	A	A	・課程認定資料第８号ア、イ ・教育委員会の教育育成指標：教職員等の人材育成について（横浜市　人材育成指標・研修計画）　横浜市
	1-3	教員の養成の目標及び当該目標を達成するための計画の見直しの状況	一人一人の学生が教職課程での学修を通じて得た自らの学びの成果（以下「学修成果」という。）や自己点検・評価の結果、社会情勢や教育環境の変化等を踏まえた適切な見直しが行われているか 等	B	B	・教職課程委員会議事録 ・教育研究上の方針： 教育研究上の方針 ｜ 大学の情報公開
２．授業科目・教職課程の編成実施	2-1	複数の教職課程を通じた授業科目の共通開設など全学的な教育課程の編成状況	複数の教職課程間における授業科目の共通開設は、開設に責任を負う学科等の強み・特色を生かしつつ適切に行われているか 等	共通開設は設置していないため評価不要。		
	2-2	教職課程の授業科目の実施に必要な施設・設備の整備状況	ＩＣＴ（情報通信技術）環境（オンライン授業含む）、模擬授業用の教室、関連する図書など、教職課程の授業科目の実施に必要な施設・設備が整備されているか 等	B	B	・課程認定様式第７号 ・2025年度シラバス ・ 情報教育実習室、情報機器数 ｜ 大学の情報公開

	2-3	教育課程の体系性	法令及び教員の養成の目標及び当該目標を達成するための計画と対応し必要な授業科目が開設され適切な役割分担が図られているか、教職課程以外の科目との関連性が適切に確保されているか 等	A	A	・コアカリキュラム対応表 ・2025年度シラバス ・カリキュラム
	2-4	ＩＣＴの活用指導力など、各科目を横断する重要な事項についての教育課程の体系性	教員として身につけることが必要なＩＣＴ活用指導力の全体像に対応して各科目間の役割分担が適切に図られているか、到達目標や学修量が適切な水準となっているか 等	B	B	・2025年度シラバス ・カリキュラム
	2-5	いわゆるキャップ制の設定状況	１単位あたりの学修時間を確保する上で有効に機能しているか 等	A	A	・総合履修ガイド
	2-6	教育課程の充実・見直しの状況	学修成果や自己点検・評価の結果等を踏まえて充実が図られ、適切な見直しが行われているか 等	A	A	・教職課程委員会議事録 ・授業評価アンケート
	2-7	個々の授業科目の到達目標の設定状況	法令、教員の養成の目標及び当該目標を達成するための計画、学習指導要領及び教職課程コアカリキュラムへの対応が図られているか 等	A	A	・2025年度シラバス ・コアカリキュラム対応表
	2-8	シラバスの作成状況	教員の養成の目標及び当該目標を達成するための計画と授業科目との関係、授業科目の目的と到達目標、内容と方法、計画、成績評価基準、事前学修と事後学修の内容等が明確に記載されているか 等	A	A	・2025年度シラバス
	2-9	アクティブ・ラーニングやＩＣＴの活用など新たな手法の導入状況	授業科目の到達目標に応じ、少人数のアクティブ・ラーニングやＩＣＴを活用した新たな手法を導入し、「考える」「話す」「行動する」などの多様な学びをもたらす工夫が行われているか 等	A	A	・2025年度シラバス
	2-10	個々の授業科目の見直しの状況	学修成果や自己点検・評価の結果等を踏まえて充実が図られ、適切な見直しが行われているか 等	B	B	・授業評価アンケート
	2-11	教職実践演習及び教育実習等の実施状況	教職課程において特に重要な役割を果たす教職実践演習、教育実習（学校体験活動含む）は、事前指導・事後指導を含め、大学の主体的な関与の下で適切に行われているか 等	A	A	・2025年度シラバス
３．学修成果の把握・可視化	3-1	成績評価に関する全学的な基準の策定・公表の状況	成績評価基準に基づく評語と授業科目ごとに定められている到達目標の達成水準との関係等が明らかにされているか 等	A	A	・2025年度シラバス ・総合履修ガイド
	3-2	成績評価に関する共通理解の構築	同一名称の授業科目を複数の教員が分担して開講している場合に成績評価の平準化を図ることができているか 等	A	A	・2025年度シラバス

	3-3	教員の養成の目標の達成状況（学修成果）を明らかにするための情報の設定及び達成状況	教員の養成の目標の達成状況を明らかにするための情報が適切に設定されており、それがどの程度達成されているか、教職実践演習に向けた「履修カルテ」を適切に活用できているか 等	A	A	・2025年度シラバス ・履修カルテ ・ポートフォリオ
	3-4	成績評価の状況	各授業科目の到達目標に照らしてできるだけ定量的又は定性的に達成水準を明らかにし、厳格に点数・評語に反映することができているか、公正で透明な成績評価という観点から達成水準を測定する手法やその配点基準があらかじめ明確になっているか 等	A	A	・2025年度シラバス
４．教職員組織	4-1	教員の配置の状況	教職課程認定基準で定められた必要専任教員数を充足しているか 等	C	A	・課程認定変更届 ※専任教員を採用済みのため、令和9年度より必要専任教員数を充足します。
	4-2	教員の業績等	担当授業科目に関する研究実績の状況、担当教員の学校現場等での実務経験の状況 等	A	A	・課程認定書類様式４号 ・教職課程委員会議事録（担当教員変更分）
	4-3	職員の配置状況	教職課程を適切に実施するため、事務組織を設け、必要な職員数を配置できているか 等	A	A	・教職課程委員会規程
	4-4	FD・SDの実施状況	いわゆる教科専門の授業科目を担当する教員や実務家教員も含め、教員の養成の目標及び当該目標を達成するための計画への理解をはじめ教職課程を担う教員として望ましい資質・能力を身に付けさせるためのＦＤ・ＳＤが確実に実施されているか、適切な内容が実施できているか、実際に参加が確保できているか 等	B	B	・授業評価アンケート ・ポートフォリオ
	4-5	授業評価アンケートの実施状況	個々の授業科目の見直しに繋がるＦＤの機会で活用できるように、効果的な授業評価アンケートの作成・実施が行えているか 等	B	B	・授業評価アンケート ・ポートフォリオ
５．情報公開	5-1	学校教育法施行規則（昭和２２年文部省令第１１号）第１７２条の２のうち関連部分、教育職員免許法施行規則第２２条の６に定められた情報公表の状況	法令に定められた情報公表が学外者にもわかりやすく適切に行えているか 等	A	A	教員養成(教職課程)の状況の情報公開 ｜ 大学の情報公開
	5-2	学修成果に関する情報公表の状況	大学が必要な資質・能力を備えた学生を育成できているかどうかを、エビデンスとともに説明できているか 等	B	B	・教員養成(教職課程)の状況の情報公開 ｜ 大学の情報公開 ・授業評価アンケート ・履修カルテ ・ポートフォリオ

	5-3	教職課程の自己点検・評価に関する情報公表の状況	根拠となる資料やデータ等を示しつつ、わかりやすい自己点検・評価の評価書を公表することができているか 等	A	A	・自己点検・評価（2022年度分から実施）
６．教職指導（学生の受け入れ・学生支援）	6-1	教職課程を履修する学生の確保に向けた取組の状況	教職課程に関する積極的な情報提供の実施ができているか、教員の養成の目標に照らして適切に学生を受け入れているか 等	A	A	・教員養成(教職課程)の状況の情報公開 ｜ 大学の情報公開 ・大学案内
	6-2	学生に対する履修指導の実施状況	必要な体制や施設・設備を整えた上で、個々の学生の教職に対する意欲を踏まえつつ、学生に教職課程の履修に当たって学修意欲を喚起するような適切な履修指導が行えているか、「履修カルテ」を適切に活用できているか 等	A	A	・各種教職説明会 ・教育実習指導、教職実践演習(中・高)の講義内 ・教科教育法
	6-3	学生に対する進路指導の実施状況	学生に教職への入職に関する情報を適切に提供するなど、学生のニーズに応じたキャリア支援体制が適切に構築されているか 等	B	B	・キャリア支援センター情報公開（YCUキャリアナビ/学内ポータルサイト） ・連携大学特別選抜 ・教員による教員採用試験対策
７．関係機関等との連携	7-1	教育委員会や各学校法人との連携・交流等の状況	教員の採用を担う教育委員会や各学校法人と適切に連携・交流を図り、地域の教育課題や教員育成指標を踏まえた教育課程の充実や、学生への指導の充実につなげることができているか 等	A	A	・出張講義 ・子ども支援ボランティア
	7-2	教育実習等を実施する学校との連携・協力の状況	教育実習を実施する学校と適切に連携・協力を図り、実習の適切な実施につなげることができているか、学校体験活動や学習指導員としての活動など学校現場での体験活動を行う機会を積極的に提供できているか 等	A	A	・横浜市教育委員会システムガイド ・研究授業参観 ・市内学校での学習支援ボランティア
	7-3	学外の多様な人材の活用状況	学外の諸機関との連携の下、教育課程を充実するために学外の多様な人材を実務経験のある教員又はゲストスピーカー等として活用することができているか 等	A	A	・教科教育法、教育実習指導、教職実践演習(中・高)の講義内でのゲスト講師 ・卒業生との交流 ・教職専門科目の非常勤講師

令和７(2025)年度　総評

教職課程認定基準で定められた教職専任教員を適切に配置することは大前提とし、安定的で質の高い教職課程の運営ができるよう、引き続き検証を行う必要がある。
各講義の満足度が高く、教職課程の履修を有意義に感じている学生が多かった一方、教員採用試験対策などのキャリア支援が不足している旨の意見があったため、教職を目指す学生同士のコミュニティ活性化や関連図書の充実など、進路指導体制を強化したい。加えて、教育委員会や学校との連携を深め、教職の魅力を学生に伝える機会を増やしていきたい。